

個人番号カード・公的個人認証サービスの普及

平成27年5月29日
総務大臣 高市早苗

基本的考え方

- (1) 来年一月以降、**個人番号カードは全国民に無料交付**、対応する**公的個人認証サービスが開始**。
- (2) こうした環境下、**全ての国民利用者にカードを取得**していただくには、政府一体となった、以下の取組が重要。
- ① 行政・民間の可能な限り幅広い分野において、**個人番号カード・公的個人認証サービスの普及拡大**。
 - ② 個人番号カードを使った、「**目に見えるメリットある、使いやすいサービス**」の充実。

具体的なサービスの実現※

※ 公的個人認証サービス利活用推進事業(平成27年度 5億円)を活用。

- ① 個人番号カードを、テレビ、タブレット、スマートフォン等でも利用可能とする
- ② 身近な生活情報の提供など
(電子母子健康手帳等の閲覧、防災情報提供、見守りサービス等)
- ③ 電子私書箱(いわゆるワンストップサービス等)
- ④ 国等が行う電子調達

	項目	実証地域	概要
①	アクセス手段の拡大	長野県須坂市 富山県南砺市 三重県いなべ市等	i) CATVのセットトップボックスのカードリーダーに個人番号カードをかざす ii) 自治体の施設予約等を実施
②	身近な生活情報等の提供	群馬県前橋市	i) P Cのカードリーダーや、タブレットに個人番号カードをかざす ii) 電子母子健康手帳等にアクセス
③	電子私書箱	屋内実証	日本郵便、日本放送協会、日本生命等の協力を得てサービス(引越一斉通知のワンストップサービス)実証